

フィンテック グローバル株式会社
コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総 則

第1条（目的）

本ガイドラインは、フィンテック グローバル株式会社（以下、「当社」という。）のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを定め、もって当社の持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させることを目的とする。

第2条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

当社は、以下に掲げる経営基本方針を実現し、株主の皆様をはじめ顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーの期待に応えるため、透明性・公正性を高めて経営を監督して、変動する社会・経済環境に対応すべく迅速・果敢な意思決定を行う仕組みとしてのコーポレートガバナンスを整備、改善していくことが、重要であると考える。

【経営基本方針】

当社のコーポレートアイデンティティは「すべての産業界へ革新的なストラクチャードファイナンスの効用を浸透させる」であります。金融環境の変化に応じた先端的・革新的な金融商品や「仕組み」を作り、多様化する顧客のファイナンス・ニーズに対応するとともに、顧客の企業価値、資産価値の最大化を通じて、関係するすべてのステークホルダーの満足を実現して参ります。

第2章 コーポレートガバナンス体制

＜第1節 機関設計＞

第3条（監査等委員会設置会社）

当社は、過半数が社外取締役である監査等委員が取締役会で議決権を有することによる取締役会の監督機能強化と、重要な業務執行の決定の一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することによる業務執行の機動性向上を図るため、監査等委員会設置会社を選択する。

<第2節 取締役会・取締役>

第4条（取締役会の役割・責務）

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、以下の役割・責務を果たす。

- (1) 会社の目指すところを確立し、経営計画・経営戦略を策定する。
- (2) (1) の他、取締役会規程で定めた事項を審議・決定する。重要な業務執行の決定については、法令により取締役会の専決事項として定められた事項、一定額以上の投融資、組織変更等を除き、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任する。
- (3) 業務執行取締役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。
- (4) 独立した客観的な立場から、取締役・執行役員に対する実効性の高い監督を行う。

第5条（取締役会の構成・規模）

取締役会は、十分な議論を尽くしたうえで、迅速で合理的な意思決定をすべく、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を6名以内、監査等委員である取締役を5名以内とする。

2. 取締役会は、当社の重要事項の決定と監視・監督の役割を果たすため、取締役会全体として多様な知見と経験がバランスよく備わるように考慮した構成とする。
3. コーポレートガバナンスの実効性を高めるため、取締役の3分の1以上を独立社外取締役とする。
4. 取締役の主な兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書に記載し、開示する。

第6条（内部統制）

取締役会は、適切な統制のもとで迅速な業務執行が行われるようにするため、内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス、財務報告の適正性の確保、リスク管理等のための当社グループの体制構築と運用状況を監督する。

第7条（取締役会・取締役の支援体制）

当社は、取締役会・取締役の活動を支援するため、取締役会事務局担当部門を定めて以下の通り運営する。

- (1) 事業年度が開始する前に、翌事業年度の年間の取締役会開催予定日を予め、各取締役に通知する。
- (2) 取締役会において十分な議論ができる適切な審議時間を設定する。

- (3) 取締役会の議題及び議案、報告に関する資料を、取締役会の会日に先立って社外取締役を含む各取締役に配布または配信する。
 - (4) 社外取締役を含む取締役が意思決定に必要な情報を随時提供する。
2. 取締役は、受託者責任を全うするため、会社の費用で外部専門家の助言を得ることができる。
 3. 取締役会事務局である事業統括部が社外取締役との連絡・調整にあたり、内部監査部門が監査等委員である取締役に構成される監査等委員会の事務局となることにより、情報を共有して連携する。

第8条（トレーニング方針）

当社は、取締役が重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、それぞれに適合したトレーニングの機会を提供し、それに必要な費用を負担する。

2. 当社は、社外取締役を含む取締役に対し、就任時に経営を監督する上で必要な当社の事業・財務・組織及び内部統制システムや、法律・コーポレートガバナンスなどに関し知識を習得する機会を提供するとともに、就任後には、必要に応じて、これらを更新する機会や社外有識者による講義等の機会を提供する。

第9条（取締役の責務）

取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、取締役会の構成員として、取締役会の決議を通じて経営の意思決定に参加するとともに、他の取締役の職務執行の監督を行う。

2. 取締役は、その期待される能力を発揮するために、職務の執行に必要な情報を収集し、積極的に審議に参加することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献する。
3. 独立社外取締役を含む社外取締役は、その独立性に基づき業務執行を監督し、また自らの知見や経験を活用し、当社の企業活動に助言を行う。さらに当社と取締役との間の利益相反を監督し、独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映する。

第10条（取締役候補者の資格及び指名・解任）

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）候補者は、性別・国籍などの個人的属性に関わらず、当社の業務や事業領域に精通し豊富な経験・実績があることや、リーダーシップ、判断力、決断力、先見性などを総合的に勘案して、中長期的な企業価値向上に貢献できる者を選定する。

2. 当社の社外取締役候補者は、性別・国籍などの個人的属性に関わらず、優れた

人格、高い倫理観を有するとともに、当社の経営基本方針等を理解し、企業経営の経験や財務、会計、法律等の知識に基づき、社外の独立した立場から経営を監督して、的確な指摘、助言等を行うことができる者を選定する。

3. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、本条第1項または第2項の基準により、代表取締役社長が原案を作成後、社外取締役の助言を得て取締役会に提案し、決定する。

4. 取締役に法令違反等があった場合またはその職務に関し任務懈怠が認められる場合は、取締役会で解任について審議する。また、代表取締役社長については、会社の業績等について外部環境の変化等を考慮した適切な評価を踏まえ、その機能を十分に発揮していないと明らかに認められる場合には、取締役会においてその解任について審議する。

第11条（独立社外取締役の独立性判断基準）

独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準等を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者とする。

第12条（他会社役員の兼務）

社外取締役を含む取締役は、その役割・責務を適切に果たすため、当社以外の上場企業の役員を兼務する場合、当社の職務に必要な時間を確保できる合理的な範囲内に限る。

第13条（取締役会の実効性評価）

取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性に関して、取締役の自己評価を実施し、分析及び評価した上で、その結果の概要を開示する。

< 第3節 監査等委員会・監査等委員 >

第14条（監査等委員会の役割・責務）

監査等委員会は、株主に対する受託者責任を認識し、以下の役割・責務を果たす。

- (1) 取締役の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、会計監査人の報酬等の同意などの役割・責務を果たすにあたり、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場で判断を行う。
- (2) 業務監査及び会計監査等を行うに留まらず、能動的、積極的に権利を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べる。

- (3) 監査等委員会は、監査等委員である社外取締役の独立性と、常勤の監査等委員である取締役の経営会議等の重要な会議体への出席や往査等による情報収集体制を有機的に組み合わせて、その役割の実効性を高める。

第15条（監査等委員会の構成・規模）

監査等委員会は、定款で定める監査等委員である取締役の人数以内の適切な人数（5名以内）で構成し、そのうち過半数は経営陣から支配・干渉されない外部の視点から経営の健全性を確保でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立社外取締役とする。

2. 監査等委員会は、監査等委員全員をもって構成し、その中から議長を選定する。

第16条（監査等委員である取締役候補者の資格及び指名）

監査等委員である取締役候補者は、第10条第2項に規定した社外取締役の要件を充たす者、または当社の業務や事業領域に精通した者や、監査等に必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者とする。なお、監査等委員である取締役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する十分な知見を有する者とする。

2. 取締役会は、監査等委員会の事前の同意を受けた代表取締役社長の提案を受け、審議のうえ、株主の負託に応え監査・監督実務を適切に遂行できる者を監査等委員である取締役候補者として指名する。

<第4節 役員報酬>

第17条（役員報酬等の決定方針）

取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。以下、本条において同じ。）の報酬等の基本方針は、以下の通りとする。

- (1) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促進し、短期のみではなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める報酬制度とする。
- (2) 優秀な人材を確保・維持するために、他社水準等を参考に相応しい報酬水準とする。
2. 取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬と、譲渡制限付株式報酬で構成する。
3. 取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、実績、前年度の全体業績に対する経営責任、業務執行責任等を総合的に勘案して決定する方針とする。
4. 取締役の譲渡制限付株式報酬は、株価上昇及び企業価値の持続的な向上への貢献意欲や士気を一層高めるインセンティブを与えると同時に、株主との一層の価値共有を進めること等を目的として、譲渡制限付株式報酬制度の目的、各取締役の役

位及び職責の範囲その他諸般の事情を勘案した上で、原則として毎年1回、事業年度毎に割り当てる。各取締役割り当てる株式の数または金銭報酬債権の額は、当社株主総会で決議された範囲内とするほか、直前事業年度に係る配当総額の20%相当を超えないよう考慮して算定する。また、付与する譲渡制限付株式は、自己株式によるものとし、当該譲渡制限付株式の交付期日から、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの間、当該譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

また、以下のいずれかに該当する場合、当該報酬等を支給しないものとする。

- (1) 直前事業年度末に会社法第461条に規定する分配可能額がない場合
 - (2) 付与する自己株式を保有していない場合
 - (3) 前期連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純損益が損失の場合
 - (4) 前期連結損益計算書における経常損益が損失の場合
5. 取締役の個人別の報酬額は、取締役会の決議によって独立社外取締役で構成する監査等委員会にその具体的内容の決定を委任するものとし、監査等委員会は代表取締役社長が上記3.及び4.の方針に基づき各取締役を評価して策定した原案をもとに、各取締役の報酬案を審議し、最終決定する。
6. 監査等委員である取締役の報酬等は、その役割の観点から基本報酬のみで構成し、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定する。

<第5節 外部会計監査人>

第18条（外部会計監査人による適正な監査）

監査等委員会は、外部会計監査人による適正な監査確保のため以下の対応を行う。

- (1) 監査等委員会において、適切な外部会計監査人の選定及び評価基準を策定する。
 - (2) 外部会計監査人が当社の監査を実効的に行うための独立性及び専門性について確認する方法及び手順を確立する。
2. 取締役会及び監査等委員会は、以下の対応を行う。
- (1) 外部会計監査人が高品質な監査を行うために必要かつ十分な監査時間を確保する。
 - (2) 代表取締役社長及び経理部を統括する取締役等は、外部会計監査人との定期的な面談を実施する。
 - (3) 監査等委員会や内部監査部門は、外部会計監査人との意見交換や面談の機会を定期的に設け、監査に必要な十分な連携を確保する。
 - (4) 外部会計監査人が不正を発見した場合や不備または問題点を指摘した場合について、関連部門が対応する等の体制を構築する。

＜第6節 情報開示に関する方針＞

第19条（情報開示の充実）

当社は、法令・規則等に従い、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務情報や非財務情報について情報開示を行う。また、法令・規則等で要請されない事項についても、当社は、株主や投資家による当社への理解を深めるため重要な事項について積極的に開示する。

2. 国際的な情報開示の観点から、必要な範囲において、英語での情報開示に努める。

第3章 ステークホルダーとの関係

＜第1節 株主の権利・平等性の確保及び株主との対話＞

第20条（株主の権利確保）

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう、以下の通り、対応を行う。

- (1) 取締役会は、株主総会において可決に至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合は、原因の分析等を実施するとともに、株主との対話等の要否について検討を行う。
- (2) 株主総会決議事項を取締役に委任するよう株主総会に提案する場合、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割及び責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮した上で、取締役会への委任が経営判断の機動性及び専門性の観点から適当かどうかを判断する。
- (3) 当社は、株主名簿の閲覧請求や、株主総会における株主提案、株主代表訴訟の提起など、会社法で認められている株主の権利行使について、別に定める株式取扱規程に基づき適切に対応する。

第21条（株主総会における権利行使）

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であるとの認識のもと、以下の通り、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行う。

- (1) 当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を、株主総会招集通知や当社のウェブサイト及び東京証券取引所・適時開示情報閲覧サービスにより提供する。
- (2) 当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知を会社法が規定する発送期限より早期に発送するよう努める。また、招集通知を発送するまでに、当社のウェブサイト及び東京証券取引所・適時開示情報開

覧サービスに開示する。

- (3) 当社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点
を考慮し、株主総会関連の日程を適切に設定する。
- (4) 当社は、株主総会招集通知について参考書類の英語訳を行い、開示する。
- (5) 当社では、株主総会における議決権の行使は、原則として株主名簿に記載また
は記録されている株主が有するものとする。ただし、実質株主があらかじめ株主
名簿上の株主を通じて株主総会への出席を求めた場合は、傍聴を認めるものとす
る。なお、株主総会当日に当該株主が突然来場した場合は、受付繁忙時において
短時間で実質株主であることを確認するのは困難であるため、原則として出席を
認めない。

第22条（資本政策の基本的な考え方）

当社は、投資銀行事業の投融资をはじめとする事業成長の加速のために必要な投
資を積極的に行う。そのために必要な資金を確保しながら、収益性と資本効率、財
務の健全性・安定性維持を勘案して、最適なデットとエクイティのバランスを図る。

株主の皆様への還元については、経営基盤の強化と拡大する事業を迅速かつ確実
に捉えるために、十分な内部留保金を維持することに留意しつつ、利益を還元する
ことが配当政策上重要であると考え、業績の状況や将来の事業展開などを総合的に
勘案して配当することを基本とする。また、成長投資とのバランスを考慮しつつ、
株価を含めた市場環境に応じて機動的に自己株式の取得を実施する。

第23条（政策保有株式）

当社は、政策保有株式として上場株式を原則として保有しない方針とするが、資
本・業務提携を含む取引関係の維持・強化などにより、当社の持続的な成長と中長
期的な企業価値の向上に資する場合には保有する。

2. 政策保有株式の継続保有については、当該企業との取引による収益や投資リタ
ーンと資本コストとの比較などにより取締役会で每期検証し保有意義が希薄化した
場合、当該企業と対話の上、株価や市場動向等を考慮して売却等により縮減する。
3. 政策保有株式の議決権行使については、保有目的と当該企業の経営状況を勘案
し、提案された議案が当社と当該企業の継続的な価値向上に資するか検討した上で
判断する。また必要に応じて、当該企業と議案の内容等について対話する。

第24条（買収防衛策）

当社は、持続的な成長と企業価値の向上に努め、買収防衛策については導入をして
いない。

2. 公開買付けに付された場合は、当社の株主構造に大きな変動が発生し、既存の

株主利益に影響を与える可能性があることから、取締役会としての考え方を速やかに公表する。また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置は講じない。

第25条（株主利益に影響する資本政策）

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う場合、既存株主を不当に害することのないよう取締役会で当該資本政策の必要性、合理性と株主が被る影響を審議、考慮した上で、その目的及び手段を株主に適切に開示する。

第26条（関連当事者との取引に関する基本方針）

当社は、当社の取締役等の関連当事者との間で取引を行う場合には、株主の利益を害することのないよう、別途定める関連当事者取引管理規程等に従い、法務・コンプライアンス部、事業統括部及び経理部において、取引の必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性について、事前に確認する。当該取引が当社取締役との利益相反取引である場合には、取締役会規程等に従い、取締役会の承認を得る。

2. 当社は、年1回、取締役及び執行役員から、関連当事者との取引の有無に関する調査の確認書の提出を受け、管理する体制をとる。
3. 関連当事者との取引は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令等に従って開示する。

第27条（株主との建設的な対話に関する方針）

当社は、以下のとおり、株主との対話に関する方針を定め、合理的な範囲で株主との建設的な対話の充実を図る。

- (1) 当社は、IR担当の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を指定し、株主との間で建設的な対話を行い、代表取締役社長をはじめとする取締役（社外取締役を含む。）も必要に応じてこれに出席する。この事務局は事業統括部に置く。
 - (2) 株主総会のほか、個別面談や説明会の開催、ウェブサイト上での開示資料等により、情報発信の強化に努める。
 - (3) IR担当の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、これらの対話を社内の各部署と連携して行う。また、株主との対話で得られた意見等を、取締役会にフィードバックするよう努める。
 - (4) 当社は、未公表の重要情報が一部の市場関係者のみに開示されないように、関係者に対して内部者取引管理規程の周知、徹底を図る。四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」とする。
2. 当社は、年2回更新される株主名簿を確認すること等により株主構造の把握に努める。

＜第2節 社会的責任＞

第28条（ステークホルダーとの良好な関係）

当社は、中長期的な企業価値向上のため、株主の他、当社グループの役職員、顧客、取引先、投資先、債権者及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮し、良好な関係を構築・維持する。

第29条（FGI グループ行動規範等）

当社は、FGI グループ行動規範及び FGI グループコンプライアンス規範を定める。当社グループの全ての役職員は、これらの規範に基づく企業体制及び企業風土の構築に努める。

第30条（サステナビリティ基本方針）

当社は、ステークホルダーの期待や要請を踏まえて社会的責任を果たすため、投資銀行事業の領域を中心に、地球環境や社会が抱える様々な課題を解決し、持続可能な成長と社会的問題の解決に貢献する。

第31条（多様性の確保）

当社は、すべての役職員が活躍できる環境を整え、女性の活躍促進を含む人材の多様性を確保して、様々な価値観やアイデアを融合させ、新たな価値を創造するチャレンジを喚起する。

第32条（内部通報）

当社は、当社グループ各社におけるコンプライアンス経営の強化のため、当社グループの役職員等からの、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報または相談に関する内部通報について、監査等委員である取締役や外部弁護士など経営陣から独立した窓口の設置を含め、適正に受付・対応するための体制を整備する。

2. 当社グループ各社は、前項に定める内部通報制度を利用する通報者の匿名性を確保する。また、本制度を利用したことを理由として、いかなる不利益取扱いを行わない。
3. 内部通報制度の運用状況については、定期的に、当社の取締役会または取締役会の諮問機関であるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告する。

附則

第1条（改廃）

本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議による。ただし、組織名称の変更などの形式的な修正についてはこの限りではない。

第2条（実施期日）

本ガイドラインは、2021年2月1日から施行する。

2021年12月21日 改訂

2022年10月1日 改訂

2024年2月9日 改訂

2024年12月19日 改訂

2025年2月12日 改訂

以上